

令和5年7月6日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「在宅医療におけるエックス線撮影装置の安全な使用について」
の一部改正について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、在宅医療におけるエックス線撮影の在り方については、「在宅医療におけるエックス線撮影装置の安全な使用について」(平成10年6月30日付け医薬案発第69号)により周知がなされております。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より、保守・管理に関して、当該通知の別添の一部を改正し、各都道府県衛生主管部(局)長宛て通知を发出了した旨、日本医師会を通じ連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますとともに、周知方につきましてもご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL: 06-6763-7006 / FAX: 06-6764-0267